



特定家電製品(家電リサイクル品)

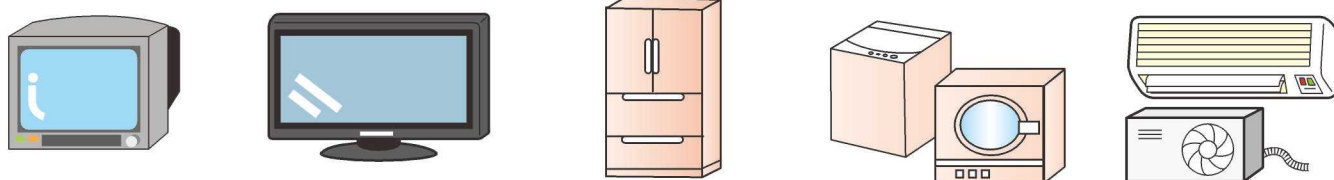
家電リサイクル法で規定する家電4品目(※令和6年4月1日現在)

家電リサイクル品は、ごみステーションに出すことができません。

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを処分する際は、家電リサイクル法に基づき、家電リサイクル券(リサイクル料金)が必要です。

家電リサイクル券の購入には、テレビはインチ数とメーカー、冷蔵庫・冷凍庫は容量とメーカー、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンはメーカーを確認してください(金額が異なりますので、ご注意ください)。

詳しい、金額などは、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)にご確認ください。



※分解しないでください。

※家電リサイクル券が必要ない家電もありますので、ごみの分類の「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「衣類乾燥機」、「エアコン」や「保温庫・保冷庫」、「携帯型カーナビゲーション」、「カーナビゲーション」なども参照してください。

※エアコンの取り外しは、専門業者などに依頼するなど、適切に行ってください。

※町中を車両で巡回している回収や空地での回収などは、違法である場合がありますので、利用しないでください。

出し方

①買い替えをするお店やその製品を購入した販売店に依頼する。

※リサイクル料金のほかに運搬手数料が必要な場合がありますので、販売店にご確認ください。

②リサイクル券を郵便局で購入して、次の方法により処分する。

- メーカー指定引取場所(リバー(株)(☎29-2777)または栃木県北通運(株)(☎36-1121))に搬入する。
- 広域クリーンセンター大田原に搬入する。
※1台あたり1,000円の運搬手数料が必要です。
- 生活環境課の戸別収集を依頼する。(事前予約制 ☎23-8706)
※1台あたり1,500円から3,000円の運搬手数料が必要です。
- 市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
※運搬手数料は、各業者にお問い合わせください。

広告



有限会社 クリーン環境

大田原市一般廃棄物収集運搬業許可

粗大ごみ・不用品回収なら👍

家電リサイクル券取扱店・事業所廃蛍光管処理



〒324-0041 栃木県大田原市本町2丁目2818-1 Tel 0287-23-4375 Fax 0287-22-2704
お客様専用 ☎ 0120-102023 http://www.clean-kankyo.com



特定家電製品(家電リサイクル)